

権力者から私たちの時間を取り戻そう

— 今、元号問題を考える —

石井摩耶子（会員、恵泉女学園大学名誉教授）

安倍首相は天皇代替わり我便乗して元号「令和」制定に際し政見発表のような大演説を行い、マスコミに誘導された人々は大はしゃぎです。40年前の1979年6月に「元号法」が制定されたとき、私はこの機関紙に小論を書き、その危険性を指摘し、「国民への使用の強制はしない」という大平首相の発言が本当かどうかを監視し、元号問題にこだわり続け、元号廃止を目ざそうと呼びかけましたが、残念ながら40年後の状況は一層悪くなっています。

敗戦後、法的な根拠を失って単なる「慣習」でしかなかった元号が法制化された一番の問題は、憲法で保障されている国民の主権を制約したことにあります。権力者が領土だけでなく国民の時間をも支配するとの考えに基づく元号は、今ではどこの国でも廃止され、使い続けているのは日本だけです。1300年以上前に最初の元号「大化」制定以来、この国では、天皇が国民の時間を支配してきました。明治時代には「一世一元」制がとられ、天皇の即位とともに新元号が制定されたため、元号は天皇中心の思想を国民に植え付ける手段となりました。故武田清子さんは、元号問題を「天皇暦」と「世界暦」の対立ととらえ、元号の法制化は日本国憲法の精神に「くつわ」をはめることになると警告しました。

主権在民の民主主義国家として再出発したはずの日本で、元号が復活した要因はどこにあるのでしょうか？ 日本国憲法の第1条の見出しが「天皇の地位・国民主権」とあるように、象徴天皇の存在と国民主権が併記されていることは、明らかに矛盾しています。天皇の地位は自由意思が認められない世襲制であり、天皇には信教・言論の自由も職業選択の自由も離婚の自由もありません。明仁天皇が生前退位をビデオメッセージで訴えたことは、天皇のささやかな「人権の宣言」だったと言えるかもしれません。しかし、かつて平成への代替わりの儀式に際しては、時の政府は、明治憲法下の旧皇室典範と登極令を踏襲した形式を採用し、秋の即位礼では新天皇を天照大神の玉座に立たせ、さらに「大嘗祭」を挙行しました。それは、天皇が即位後、初めて新穀を天照大神と天神地

祇（あらゆる神々）に供え、自らも食する一代一度の新嘗の儀式ですが、かつては、天皇霊を受けて「現人神」となるための最重要の宗教儀式でした。今秋にはその儀式がそのまま新天皇に引き継がれて挙行される予定です。皇室の私的な宗教行事であるとされるはずのこうした行事を、権力者たちは莫大な税金を使って、国民統合のために利用しているのです。

アジア太平洋戦争に敗北した日本が占領下にあったとき、日本の為政者たちは、国体護持=天皇制の存続に奔走し、新憲法に象徴天皇制を盛り込むことに成功しました。それは、近代天皇制下の軍国主義と絶縁した平和国家日本の出発にとって大きな禍根を残すことになりました。元号問題はその最も重要な禍根の一つです。

元号法制定直後の法務省通達は、元号の使用を国民に義務付けるものではないと断っておきながら、市区町村の戸籍係に私たちが西暦を用いて届け出ても「公簿の記載の統一を図る趣旨から」従来通り元号で記載するとし、西暦を併記した戸籍謄・抄本等の交付請求には「応じることはできない」とし、今でも、この通達がまかり通っています。「公簿の記載の統一」を言うなら、西暦の方がずっと統一がとれているのに、おかしなことです。

このグローバル化時代に、日本の権力者たちが、天皇暦を使おうするのは、自民党の改憲草案にみられるように、彼らが天皇制国家への回帰・軍事大国化を目ざしているからです。私たちは、イエスに学びつつ、信教の自由に固く立ち、憲法違反の大嘗祭を国家的行事にすることに抗議し、象徴天皇制の問題性についても注視していきたいものです。